

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第12号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 区役所住民情報担当におけるDV等支援措置に関する事務

所 管 所 属：北区役所

通 知 日：令和 8 年 5 月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	支援措置の開始や終了の決裁時に添付する根拠資料について改善を求めたもの 今回の監査で、監査の対象事務における意思決定に係る手続を確認したところ、次のとおりであった。 - 支援措置開始の決定に当たり、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けることが困難であったものについては、支援措置開始の決定を行った過去の住所地の市区町村に電話で支援の必要性を聴取しているとのことであったが、電話での聴取内容など支援の必要性を判断した根拠資料が決裁に添付されていなかった。 - 支援措置終了の決定に当たり、支援措置の期間が経過し、支援措置対象者に支援措置の延長の意思がないと判断した根拠資料が決裁に添付されていないものが見受けられた。 【指摘事項】 1. 北区役所は、支援措置の開始や終了について意思決定を行う際は、その判断根拠を明確にする必要があることを関係職員に周知徹底し、意思決定の判断経過について対外的に説明できるように、その根拠資料を決裁に添付する等、確実に記録を残すよう運用された。	支援措置の開始や終了について意思決定を行う際、判断根拠を記録として残す必要があることを、令和 8 年 2 月27日に担当内に周知した。 また、意思決定の判断根拠となる資料として「DV等支援措置に関する事務チェックリスト」を策定し、決裁時に同チェックリストを添付するように改め、同年 3 月 2 日より運用を開始した。 あわせて、今回の指摘事項等について、同年 3 月 2 日開催の「北区役所課長打合せ」で情報共有を行った。	措置済	令和 8 年 3 月 2 日